

尼政推第1960号
尼財第2700号
尼行管第3150号
令和2年9月1日

各局室長様

市長

令和3年度予算編成方針について（通知）

本市では、平成25年に策定した総合計画「まちづくり構想」において示している「ありたいまち」の実現に向けて、各年度の取組状況を振り返り、事業の見直しや新たな政策立案につなげるために「施策評価」を実施し、各施策別の評価に加え、主要取組項目ごとの「成果と課題」や「今後の取組方針」について確認し、次年度の予算編成に反映させています。

令和3年度予算にあたっては、施策評価結果を踏まえるとともに、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」の目標達成に向けて、PDCAサイクルを意識することに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に適切に対応していくとともに、その経験や教訓をもとに新たな社会構造への変化に柔軟に適応していくためにも、財源・職員定数ともに、より一層選択と集中を意識した編成を行います。

1 令和3年度当初予算編成に向けた基本的な考え方等

本市における人口の増減数は2年連続の増加、社会動態は4年連続の増加となったことに加え、「本市のイメージが良くなった」と感じる人の割合が大幅に上昇するなど、課題に対する長年にわたる総合的な取組に一定の成果がみられる。こうした改善傾向を今後も継続し、まちの通信簿で示す総合目標の達成に向けたしっかりとした流れとしていかなければならない。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、本市においてはこれまで感染拡大防止に対応すべく保健・医療体制の充実強化や子育て世帯、高齢者・障害者への支援など、各種支援策を実施してきており、引き続き今後の感染拡大への対応を着実に進めていく必要がある。また、さらなる感染拡大の懸念や市民の生活態様の変化、経済・雇用情勢の動向を的確に捉え引き続き必要な施策を展開していくとともに、市民生活のみならず行政運営についてもウィズコロナ・ポストコロナの新たな生活様式を見据えた変革に向けた取組についても進めていく必要がある。

一方で、市財政については、長年にわたる行財政改革の取組により財政規律と必要な投資の両立を図る段階に入っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年の市財政を支えてきた堅調な税収について今後厳しくなっていくことが想定される。

そうした中であっても、財政の健全化を着実に進め、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」の最終目標である「持続可能で弾力性のある行財政基盤の確立」を達成するためには、本市の厳しい財政状況を踏まえ、中間総括に掲げる財政規律を毎年度遵守し、財政目標を令和4年度に達成しなければならない。（財政調整基金については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた運用とする）

そうしたことから令和3年度の当初予算においては、以下の「三つの柱」に沿って編成を行う。

※ あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト中間総括に掲げる財政規律・財政目標

更なる構造改善の推進		計画的・戦略的な基金の積立	
財政規律 ①	相応の外的収支悪化要因がない限り、中期目標で達成した水準である「先行会計繰出金を除いて実質的な収支均衡」を維持する。	財政規律 ③	収益事業収入及び土地売払収入については、収支に組み入れず基金積立を基本とするほか、財政収支上の剰余金については、財政調整基金及び減債基金の積立に活用する。
財政目標 ①	更なる構造改善の推進に向けて、プロジェクトの後半5年間で少なくとも15億円の構造改善に取り組む。	財政目標 ③	不測の事態に備えるとともに、より弾力性のある行財政運営に向けて、概ね100億円程度まで財政調整基金の拡充を図る。
交付税措置を重視した市債管理		更なる将来負担の抑制	
財政規律 ②	行政改革推進債や退職手当債などの市債に依存しない行財政運営を維持するとともに、交付税措置のある市債の活用を基本とする。	財政規律 ④	通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本とする。
財政目標 ②	減債基金（公共施設マネジメント計画に係る積立を除く）を活用し、行政改革推進債や退職手当債などの市債について早期償還を進める。	財政目標 ④	将来負担の抑制については、プロジェクト策定後に拡充された交付税措置を加味して最終目標である目標管理対象将来負担1,100億円以下を達成する。

柱1 さらなる構造改善の推進

収支面において、令和3年度に財政規律に定める「先行会計繰出金を除いて実質的な収支均衡」を確保するためには、現時点において約2億円の収支不足額を解消する必要があるとともに、後述の「令和3年度に向けて本市が特に重点的に取り組む項目」について着実に進めていくための財源を捻出する必要がある。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による収支悪化が見込まれる中、それらに対応するための財源確保に向けては、財政調整基金の活用も視野に入れるものの、ソフト事業の実施手法を再検討するとともに、中期的な視点も持ちながらさらなる構造改善を推進する。

柱2 投資的事業の厳格な調整

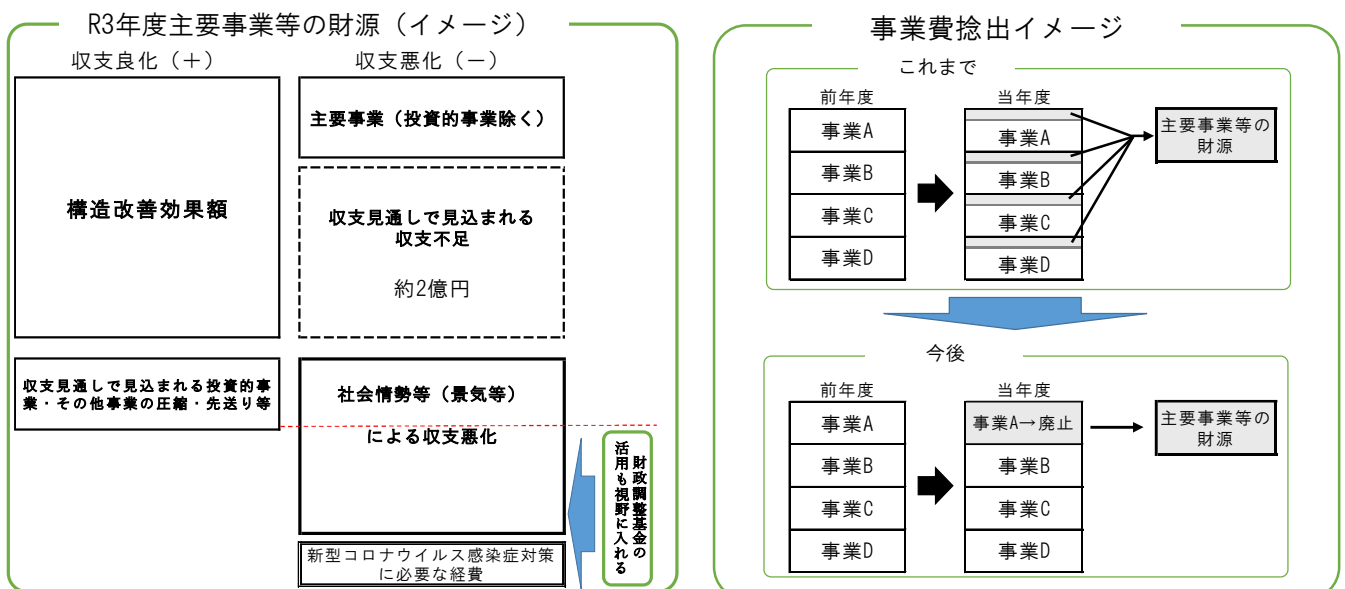
将来負担について、既に着手・計画中の投資的事業を踏まえると、かろうじて令和4年度の財政目標を達成できる見込みであるが、中長期的な視点では、新ごみ処理施設の整備や本庁舎の建替等の避けることのできない大規模な投資が必要となる。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による収支悪化も見込まれる中、原則、新たな投資的事業の要求は認めないこととし、既に着手・計画中の事業についても、事業量の圧縮や実施時期等の調整を行う。

柱3 既存事業の抜本的な見直し

本市の課題に対応する新たな取組を行う場合、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本として進めているが、複数の事業から少しずつ減額して必要な財源を捻出するケースも多くみられる。そういったことから、今年度の事務事業シートにおいて、「今後の取組方針（事業の方向性）」を加えた趣旨を踏まえながら、今後は事業の廃止や大幅な縮小など、抜本的な見直しを促進することで、新たな財源や定数を確保することを原則とする。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年度中から国の交付金等を活用しながら、継続して対応していく。



(1) 令和3年度に向けて特に重点的に取り組む項目

次に掲げる項目について、事務事業のスクラップによる必要な財源捻出を基本とするなかで、限られた範囲内において、財源・定数の重点配分を行う。加えて、これまで以上に厳しい状況が想定されることから、優先順位を見極める中で案件を厳選する。

また、本市の課題への対応にあたっては、行政サービスの提供体制におけるウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据えた視点についても取り入れ、事業の構築と両輪で進めていく。（「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進）

◆子どもたちの育ちに寄り添った取組

<主要取組項目：「学びの先進都市」の推進、子どもの育ちと活動への支援>

<コロナ対応の方向性：子どもたちの居場所・学習機会の確保と心のケア>

- ・子どもの学力については、小学校における学力向上の成果がみられており、今後も取組を継続するとともに、中学校におけるより一層の学力定着に取り組む。
- ・不登校や若年者のひきこもりに対する支援、「学びと育ち研究所」の活用をはじめとする本市独自の教育、子育てと子どもの育ちを支える取組を進めていく。

◆高齢者を支える地域づくりに向けた取組

<主要取組項目：地域と支える高齢者支援>

<コロナ対応の方向性：市民生活への支援の強化>

- ・今後も高齢者の増加が続く実情を鑑み、高齢者の地域活動意欲の向上や地域活動への参加を促すためにも、居場所づくりや介護予防活動の見える化を進めるとともに、安心して年齢を重ねられるよう、地域における見守りを充実させていく。

◆地域経済の回復に向けた取組

<主要取組項目：切れ目のない自立支援、時代の変化に即した産業の振興>

<コロナ対応の方向性：市民生活への支援の強化、地域経済の活性化・地域の元気づくり>

- ・新型コロナウイルス感染症の発生により、離職・収入減といった課題に直面している市民に対し、早期自立に向けた切れ目のない就労支援等を実施する。
- ・また、従業員の雇用を守り事業を継続している事業主への支援はもとより、ICT技術の活用など、機を捉えた新たなビジネスモデルに取り組む事業主への支援も実施することで、社会経済構造の変化により柔軟に対応し、地域経済の元気づくりに取り組む。

◆住環境の向上と魅力発信に資する取組

<主要取組項目：市民とともに取り組むシティプロモーション、よりよい都市機能の創出>

<コロナ対応の方向性：地域経済の活性化・地域の元気づくり>

- ・本市のイメージが向上している状況を継続していくため、まちの魅力を効果的に発信していくとともに、本市の多様な住宅地の特徴をブランディングしていくなど、ファミリー世帯向けの良好な住宅が供給されるまちづくりに資する取組を進める。

(2) 持続可能な執行体制の構築に向けた定数調整

前述のとおり、「新しい生活様式」に沿った行政サービスを推進するため、限られた人的資源の中で、今後も安定的に行政サービスを行うための柔軟かつ持続可能な執行体制の構築に向けた取組を進めていく。

そのためには、既存の業務におけるより積極的な事務改善や、費用対効果を踏まえた ICT 化の推進等による抜本的な業務手法の見直しを行うとともに、新たに体制強化が必要となる取組に係る定数調整についても、既存の体制からの捻出分を上限とし、事業の休廃止等により職員数に合わせた業務量の調整を行うなど、より一層の執行体制の見直しを行いながら、その見直しの範囲の中で、新たな市民ニーズや行政課題に対応することとする。

(3) 構造改善の推進

・歳入確保に向けた取組

市税をはじめとする主な歳入について、新型コロナウイルス感染症の影響により市税収入の落ち込みが想定されるが、その影響を受けた市民等に対しては支援制度を周知するなど配慮しつつ、尼崎市債権管理推進計画に基づく取組等を重点的かつ着実に推進する。特に特定債権については、収入率の向上や収入未済額の縮減に努める中で目標達成に向け、これまで以上に積極的な歳入の確保を図る。

・歳出抑制・事業改善に向けた取組

歳出抑制・事業改善に向けた取組については、施策評価結果も踏まえる中で、前例踏襲という固定概念から脱却し、既存事業の改廃やソフト事業の実施手法を再検討するなど、積極的な歳出の抑制及び事業の改善を図る。

なお、各局室による主体的な事務事業の見直しを図るため、人件費・扶助費・投資的経費などを除く裁量的な経費については、令和 2 年度当初予算の一般財源額をベースとした「枠配分予算」を実施する。加えて令和 3 年度より、新たな事業を実施する場合は、「令和 3 年度に向けて特に重点的に取り組む項目」に位置付ける事業も含め、既存事業の廃止等により財源を捻出することを原則とするとともに、捻出額に一部財源を上乗せして配分する仕組みを導入することで、より一層の事務事業の見直しを促進する。

(4) 投資的事業の調整

投資的事業については、原則、新たな投資的事業の要求は認めないこととし、既に着手・計画中の事業についても、今後の社会情勢等による収支悪化を踏まえて、事業量の圧縮や実施時期等の調整を行う。

また、第 1 次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針 1：圧縮と再編の取組）の「今後の具体的な取組」についても、令和 3 年度に取組を進めるもののうち、財政負担の軽減が見込め早期の効果が得られる取組、かつ、地域や関係団体等と具体的な協議を進めている取組については、必要な予算計上を行うこととし、令和 4 年度以降の予算計上への変更が可能なものについては調整を行う。

2 議会からの施策等に対する提言

市議会において施策評価などを用いた審査が行われることを踏まえ、議会からの施策等に対する提言などへの対応について、予算編成過程の中で調整する。

3 今後のスケジュール

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規拡充事業 投資的事業 行財政改革項目		新規拡充事業・行財政改革 項目の提案調書締め切り 総合政策局査定・確認	市長・副市長査定・確認	予算整理 主要事業(素案)公表	パブコメ	主要事業(案)公表	
予算編成	予算編成方針の発信	予算要求書締め切り 資産統括局予算査定 ・枠配確認			市長・副市長査定	当初予算(案)公表	
職員定数		定数計画書締め切り 総務局定数査定 ・要求内容確認	市長・副市長査定・確認	正規定数整理	その他定数整理		

以上